



日本看護研究学会近畿・北陸地方会看護研究継続セミナー 申し合わせ事項について

平成17年3月に行われた日本看護研究学会第18回近畿・北陸地方会総会で日本看護研究学会近畿・北陸地方会看護研究継続セミナーの申し合わせ事項を検討するように依頼され、5月21日に検討委員会で検討しました結果、下記のような内容になりました。平成17年第1回世話人会議で提案し、申し合わせ事項の合意を得ましたのでご報告を致します。正式には次回総会で承認を得ますので皆様のご意見がいただけるようにご案内致します。

日本看護研究学会近畿・北陸地方会看護研究継続セミナーの申し合わせ事項

(目的)

第1条 日本看護研究学会近畿・北陸地方会看護研究継続セミナーは臨床や教育の現場で働く看護職者が、看護実践の質を高めることを目的とし、「看護研究継続セミナー」と称する。

(活動)

第2条 セミナー参加者は、それぞれが看護研究活動の実践を行う。

1)参加は本人の希望による。

2)活動は、グループ活動とする。

3)研究活動は、日本看護研究学会や本地方会で発表や論文投稿として報告する。

(運営組織及び任期)

第3条 看護研究継続セミナーの組織は、セミナー委員会をもって行う。セミナー委員会は、委員長、書記、会計、セミナー委員2名を構成とする。

1)本地方会世話人代表が委員長、書記、会計、セミナー委員2名を推薦または任命し、総会の議を経て決定する。任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。セミナー委員会の構成員は、近畿・北陸からの両地域から選出される。

2)専門領域ごとにコーディネーターをおき、グループ運営を行う。

3)コーディネーターは、看護研究継続セミナーのセミナー委員会の依頼により承諾を得られた人に任命する。コーディネーターの任期は特に定めない。

4)コーディネーターは 日本看護研究学会会員であることとする。

(運営)

第4条 看護研究継続セミナーは、10月に新規セミナー参加者を募集し、活動を開始する。関心分野や地域ごとにグループを組織する。年に1回は全体学習会を行い、グループ活動は、コーディネーターに従って運営される。

第5条 セミナー参加者は、日本看護研究学会会員または、その手続き中の者であることとする。

第6条 看護研究継続セミナー活動は、本地方会の補助を受け運営され、セミナー参加者は活動のための費用の一部を自己負担する。会計は、学術集会開催時の世話人会で会計報告を行う。

第7条 活動報告は、世話人会で行う。

地方会17年度事業



1 第19回地方会学術集会開催

日時:2006年3月19日(日)

場所:栗東文化芸術会館“さくら”

テーマ:看護における倫理的課題

実行委員長:瀧川 薫氏

2 17年度総会開催

3 ニュースレター7号発行

4 看護研究継続セミナー

個人情報保護に関する現状

2005年4月、「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。これに伴い皆さまの職場では様々な対応をされていることと思います。医療従事者には従来から守秘義務をはじめとする法定規があり、個人情報の取り扱いには配慮が求められてきました。さらに、この法律が施行され

たことにより、各施設にて、災害時を含めた日々の対応について、詳細に検討する必要があります。今号では2名の方に、個人情報の取り扱いに関して、現場での実際やご意見をいただきました。

個人情報保護法の全面施行から1年—実習担当教員として思うこと

京都大学医学部保健学科 看護学専攻 助手 夏山洋子



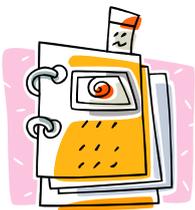
個人情報保護法とは、高度情報通信社会の進展において個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の不適切な取り扱いによって、様々な「個人の権利や利益」が侵害されるのを防止するために、個人

情報を取り扱う際の守るべきルールを定めた法律であり、その施行後、各機関で対応策がとられ、当大学においても保護に関する規定が定められている現状です。今回は、このような原稿のご依頼に十分お答えできず、恐縮でございますが、母性看護学の一教員として思いつくままに書かせていただきたいと思います。今年度から助産実習時の某病院では、受け持ちを許可頂いた妊婦様へ、教員と学生両者も「個人情報を他に漏らさない事」等の記載がされた念書にサインをし、お渡しすることと変更されました。看護教員の文書による個人への了解は今まで確実に行われていたとはいえ、今後の課題の一

つと思われます。現在、電子カルテ閲覧時の教員ID取得ほか、学生の実習記録取り扱い、最終処分の方法も再検討され、記録においては焼却か、シュレッダーでの裁断、もしくは学生から念書を取り、確実にその処分に学生自身が責任を負うという確認が必要となっております。過去の学生時代の記録を保存し、成長の糧としてきたとも言われてますが、情報の持つ重みを絶えず認識し、責任をもつ事が必要な視点だと思います。焼却や破棄については、それがただ原則として課せられるのではなく、記録物の持つ意味を、学生自身も自覚することが求められています。本法が保護する対策に重点が置かれている傾向にあり、患者の医療上の有用性に配慮するということや患者の利益を守る考え方が抜け落ちているという指摘もあり、現在看護教育で行われている自律した医療者としてケアに関わるといった倫理教育の基本が、本法の人権尊重と結びつく事である事を、再認識し教育にあたることが大切と思っています。

大阪市立大学医学部付属病院・看護記録委員長としての立場から

大阪市立大学医学部付属病院 14階西病棟師長 石原千江



現在、院内の看護記録委員長として、記録について、こだわり続けてきたことを端的に表現したいと思います。

これまでの看護記録は、看護する側に視点を置いた「看護記録」でしたが、個人情報保護法が完全実施された今、医療を受ける側の「患者記録」であることが明確化された思いでいっぱいです。院内の看護記録委員会では、従来の「看護記録」から「患者記録」へ転換するねらいもあり、診療情報開示の動きに伴い2002年4月、看護記録の開示を見据え「看護記録ガイドライン」を作成しました。さらに2005年4月に「個人情報保護法」が完全施行となり、院内の看護記録を検証する機会となりました。

「個人情報保護法」の遵守から特に留意すべき点は情報収集のあり方であるといわれ、院内ガイドラインでは、利

用目的と無関係な情報は収集せず、必要最小限にとどめるよう「基礎情報」はA4、1枚と規定、収集方法についても、情報の保護と保障等を留意事項として明示しています。またマスコミ等の影響から情報収集を受ける側も、自分たちの情報がどう利用されているのか、という関心が高まっています。情報は誰のもので、何のために記録するかを考え、本院の看護計画開示を自ら実施し、全部署に推進しています。

今後は、私達の実施した看護が主体者に理解され、明解に伝えられる記録が重要と考え、2004年から監査システムを導入し、受け手に理解され、伝えられる看護記録を目指し看護実践しています。

取り敢えず現状報告させていただき、ご理解いただけたら幸いに存じます。